

9月は同和問題啓発強調月間 ふれあいのまち 差別のないまち

同和問題は、基本的人権が侵害される重大な社会問題です。現在でも、誤った認識や偏見による差別で苦しんでいる人がいます。

「部落差別の解消の推進に関する法律」の施行から10年です

平成28年12月に施行され、今年で10年を迎えます。しかし、結婚や就職における差別、差別発言、差別落書きなど、部落差別は今もなお存在しています。一人ひとりが同和問題への正しい理解と認識を深め、差別のない社会の実現を目指しましょう。

駅頭啓発を実施

時9月3日(木)午前7時30分～8時

所JR守山駅 周辺

同和問題を正しく学び、行動へとつなげましょう

同和問題を知らない人に伝えると、かえって差別を意識させてしまうという考え方があります。しかし、問題の解決には私たち全員が正しく理解・認識し、自分自身の問題として行動をおこしていくことが大切です。

インターネットなどを悪用した人権侵害の防止

SNSやブログ、掲示板などへの差別的な書き込みや悪質な誹謗中傷など、インターネット上での人権侵害が依然として発生しています。このような書き込みなどを見つけたときは、公益財団法人 滋賀県人権センター(☎(522)8243)または下記へ相談してください。

個人権政策課

☎・☎(582)1116 FAX(582)0539

eLTAX更改に伴う サービス停止

システム更改に伴い、下記の期間中、サービスが停止となります。停止期間中は、eLTAXやeL-QRを利用した地方税の電子申告、電子納付などの手続きができないため、注意してください。

時9月19日(土)午前0時～

24日(木)午前8時30分(予定)

サービス停止に伴い利用不可となる手続き例

- ・PCdeskや税務ソフトを利用した地方税の電子申告、電子納付などの手続き
 - ・eLお支払いサイトによる地方税の電子納付手続き
 - ・スマートフォン決済アプリなどによるeL-QRを利用した地方税の電子納付手続き
 - ・OSSによる電子申告に伴う電子納付手続き
- 詳しくは、右記HPをご覧ください。



eLTAX
ホームページ

問・税務課

☎・☎(582)1115 FAX(583)9738

・納税課

☎・☎(582)1118 FAX(583)9738

9月・10月は行政相談月間

行政相談委員に相談してみませんか

行政相談委員は、身近な相談相手として、国の事務に関する苦情などの相談を受け付け、助言や、関係行政機関への通知などを行っています。



国の事務とは

国道、一級河川、年金、健康保険、雇用保険、労災保険、戸籍、登記などに関する事務

こうしたことで困ったときは、気軽に行政相談委員へ相談してください。

相談は無料・予約不要・秘密厳守です。

・9月・10月の相談日

時9月8日(火)、25日(金)、10月13日(火)
午前9時30分～正午

・特設相談所の開設

時10月23日(金)午前9時30分～午後3時
(受付：午後2時45分まで)

所市役所 1階 相談室1-6

※上記以外にも、毎月2回の定例行政相談を開設。日時は、「広報もりやま」毎月1日号の相談コーナーに掲載しています。

問市民協働課

☎・☎(582)1148 FAX(582)0539